

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13488

研究課題名（和文）中世学識訴訟における紛争解決の総合的研究

研究課題名（英文）Dispute Resolution in Medieval Learned Law

研究代表者

川島 翔（KAWASHIMA, Sho）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：30822796

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は法学プロパーの理論的枠組に加え、法制度利用者の紛争過程における動態を分析することで、中世盛期から後期にかけての私人間の紛争解決のあり方を総合的に検討するものである。証書史料の分析により、具体的な紛争事例に則して当事者の行動を規定する諸要因について考察し、特に和解・仲裁の利益と当事者の行動との関係を検討した。さらに、裁判実務の指針として利用されたと目される訴訟法書の分析を行い、理論的著作と比較しつつその特徴を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で得られた成果は、中世の教会裁判所に関するものであるが、紛争解決の比較研究において有効な参照点となりうるだろう。また、本研究が採用した史料上の複合的アプローチ（法学著作などの規範的史料と証書に代表される記録史料双方に基づく検討、理論的著作と実務的著作双方の比較検討）は、中世法史の分野で今後より一層一般的に用いられるようになることが期待される。

研究成果の概要（英文）：This study comprehensively examined the dispute resolution during the High Middle Ages and the Late Middle Ages by analyzing the dynamics of legal system users in the dispute process, in addition to the theoretical framework of legal professionals. Through the analysis of diplomatic sources, the study examined the various factors that influenced the behavior of the parties in specific dispute cases. In addition, I analyzed the medieval procedural treatises and clarified their characteristics by comparing them with theoretical works.

研究分野：西洋法制史

キーワード：紛争解決 中世 教会裁判所 学識法 仲裁 和解

1. 研究開始当初の背景

本研究は中世盛期から後期にかけての私人間の紛争解決のあり方を総合的に検討するものである。西洋中世の紛争研究は活発に行われており、海外の研究も積極的に我が国に紹介されてきた。特に教会裁判所での紛争解決に関しては、証書史料の分析により、仲裁・和解といった代替的な紛争解決方法がその大半で用いられていることが注目されている。こうした研究動向を受け、単なる証書に含まれる事例の統計的分析にとどまらず、解決方法の選好の要因について、踏み込んだ検討を行う研究も登場している。しかしながら、西洋中世の紛争解決に関するこれまでの研究は、法学プロパーの領域や法制度または訴訟実務の静態的な分析に留まっており、当事者の視点から見た紛争過程の動態についての考察が十分でなく、それゆえに、紛争解決のあり方の全体像を示すに至っていないという問題があった。

2. 研究の目的

そこで、本研究は法学理論や法制度といった規範的な要素を分析しつつ、加えて法制度の利用者の動向を踏まえた動態的分析を行い、当時の紛争解決のあり方を総合的に解明することを目的とする。事例分析にあたっては、学識法(ローマ法とカノン法を基盤とした、学識化・専門化された法)およびそれに基づく学識訴訟が用いられた教会裁判所の事件を対象とした。というのも、教会裁判所はヨーロッパ法の近代化過程としばしば同一視される学識法の継受に大きな役割を果たしたと目され、そこで行われた学識訴訟における紛争処理実態の解明は法史上大きな意義があると思われるからである。

3. 研究の方法

上記目的を達成するため、本研究は第一に、裁判内・外の紛争解決に関する法学理論・法制度を示す史料を分析する。これには主に、ローマ・カノン法上の諸法源・法学著作が含まれるが、中世盛期以降にヨーロッパ各地で成立した訴訟法書(裁判実務のための手引書)も利用することで、法学プロパーの理論的枠組みのみならず実務上の運用も含めた広い範囲で、紛争解決規範を検討する。

加えて、第二に、具体的な紛争事例の記録史料(地域的な証書集として公開)を分析する。具体的には、都市フランクフルトおよびシュパイヤーの証書集を主な検討対象とすることにした。これらの証書集には、譲渡、遺言、和解など、多種多様な内容を扱う証書が含まれている。これらのうち、法的紛争を背景に持つ証書について、紛争当事者、紛争の種類、用いられた手続、最終的な紛争解決方法等を検討する。

4. 研究成果

(1) 紛争事例における当事者の行動要因

具体的な紛争事例については、フランクフルトの証書集およびシュパイヤーの証書集を中心に、証書集に含まれる13世紀の教会裁判所における紛争解決事例を分析した。訴訟事件の内容、当事者の属性、係争物、事件終結の類型等に着目して全体的な傾向を明らかにすると同時に、法的規範に照らして当事者の行動要因を検討した。

フランクフルト証書集に集録された証書に即した分析から、特に以下のことが明らかになった(「13世紀教会裁判所における紛争解決」松本尚子編『法を使う/紛争文化(法文化叢書17)』(国際書院、2019年)収録)。13世紀の教会裁判所においては、和解・仲裁による当事者間の平和的な紛争解決が推奨されていたが、そのような解決方法は、教会が積極的に支援したという事実がある一方で、当事者にとっても利益があるものだった。すなわち、和解・仲裁は訴訟法上、権利の実現可能性、訴訟経済、紛争の終局的解決の点で利点があった。第一に、和解・仲裁はそもそも両当事者の合意を前提としており、その際には当事者の任意履行が期待できる。それに加え、和解の場合には宣誓により任意履行の保証を行うこと、仲裁の場合には同様の宣誓と並んでさまざまな内容の違約罰が定められることで、権利の実現が担保された。第二に、和解・仲裁により紛争を終結させることは、時間と費用の節約に繋がった。和解・仲裁の場合では、単に早期の解決により係争期間を短縮し裁判にかかる費用を抑えることができるだけでなく、裁判では通常敗訴当事者が負担した(相手方のものを含む)訴訟費用を両当事者が分担することが可能となった。第三に、仲裁・和解により紛争を終結させた当事者は、それにもかかわらず訴訟を再び提起された場合、抗弁によりそれを却けることが認められていた。また、仲裁の場合でも、仲裁判断に対する不服申立ては原則として認められなかった。したがって、和解・仲裁は、紛争を終局的に解決するのに優れた手段だったと言える。

ただし、当事者は紛争過程に応じて、さまざまな行動を取ることも事例分析から具体的に判明した。例えば、訴訟法上の不利益が発生しない間は紛争解決に消極的な姿勢を見せ、訴訟を引き

延ばしを行うことで相手方の妥協を引き出そうとする訴訟戦略を採る当事者も見受けられた。しかし、そのような場合でも、不利益が生じるとなれば互譲の方針に転換するケースも見られ、多くの場合、訴訟法規範が当事者の行動を大きく規定していることが明らかになった。

(2) 訴訟法書の特徴とその意義

中世の教会裁判所で訴訟の手引きとして利用されたとされる、訴訟法書について包括的な分析を行った。この文献は訴訟法を独自の分野として切り離し扱うもので、裁判実務との強い関わりを持っていることが指摘されてきたが、その具体的内容については十分に明らかにされてこなかった。裁判実務の指針として利用されていたことを踏まえれば、訴訟法書は紛争解決において重要な機能を果たしていたと考えられる。

多数執筆された訴訟法書のうち、ドイツのシュパイヤーで成立した訴訟法書 *Ordo iudiciarius antequam* (1260年頃) について、特に詳しい検討を行った。まず、ラテン語史料の翻訳および解説を公表した(「<史料紹介>Ordo iudiciarius antequam 邦訳」『ローマ法雑誌』第2号(2021年))。その上で、本書の具体的な特徴を明らかにした(「手引書としての訴訟法書」松園潤一郎編『法の手引書/マニュアルの法文化(法文化叢書19)』(国際書院、2022年)収録)。第一の特徴は簡略性である。モデルとなったイタリアの訴訟法書の構成を基本的には維持したまま記述量が削減されていること、ほぼ全ての法源・学説の参照が省略されていること、初学者にも理解しやすい概念の定義・説明が行われていること、そして学習に配慮して暗唱句が挿入されていることが確認され、訴訟法に精通していない者が裁判を行うことができるよう簡略化された叙述が行われていたことが明らかになった。第二の特徴は実務性である。文言を入れ替えることで転用可能な雛形文(例えば訴状、召喚状、証人尋問記録、上诉状など)が多数集録されていること、ときには学識法から逸脱する地域の裁判慣行が規定されていることから、単にイタリアの訴訟法学の簡略化しただけでなく、現地での裁判実務に供するための配慮がなされていたことが確認された。

以上の特徴を持つ訴訟法書は、学識法訴訟がヨーロッパに浸透していく過渡期において、学識的なローマ・カノン法訴訟を各地域へと伝える媒介として機能したものと考えられる。学識法の知識伝播のプロセスの解明のため、訴訟法書の役割をさらに検討することが必要だろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 川島翔	4. 巻 2
2. 論文標題 <史料紹介>Ordo iudiciarius antequam邦訳	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ローマ法雑誌	6. 最初と最後の頁 157-221
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14989/ARK_2_157	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川島翔	4. 巻 2
2. 論文標題 <学界動向>ドイツ法史家大会若手フォーラム参加記	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ローマ法雑誌	6. 最初と最後の頁 337-353
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14989/ARK_2_337	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川島翔	4. 巻 71
2. 論文標題 <書評>野田龍一「シュテューデル美術館事件における和解の成立について シュテューデル美術館所蔵史料の研究」野田龍一「シュテューデル美術館事件における裁判官の忌避について 忌避に代わる一件書類送付」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 411-415
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川島翔
2. 発表標題 成立期オフィキアリスの法的地位についての一考察
3. 学会等名 法制史学会近畿部会第458回例会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 松本尚子（編著）、川島翔、神野潔、鈴木道也、小林繁子、岡崎まゆみ、上田理恵子、林真貴子、水野浩二、西迫大祐、尾崎一郎、馬場健一	4. 発行年 2019年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 301 (23-45)
3. 書名 法を使う / 紛争文化	

1. 著者名 松園潤一朗（編著）、八鍬友広、山口亮介、渡辺理仁、川島翔、水野浩二、但見亮、川上愛、岩元恵、郭微	4. 発行年 2022年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 296 (139-158)
3. 書名 法の手引書 / マニュアルの法文化	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------